## 様式3

## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		下水道排水設備指定工事店の指導			
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			さいたま市下水道排水設備指定工事店条例 さいたま市下水道排水設備指定工事店等の指導・処分に関する 措置要綱		
条項			第6条第1項		
所 管 課			建設局 下水道	部 下水道維持管理課	(電話:048-829-1559)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、そ の理由)	る措置		水設備指定工事店等	の指導・処分に関す
	備考				

指定工事店に関する事項

措 置 要 件	措置内容				
下水道に関連する法令・条例・規則違反(指定工事店条例第6条第1項第1号)					
(1)正当な理由がなく、工事完了後、5日以内に「排水設備等 完成届」の提出がないとき。	文書注意				
71,70,41	文書警告				
	資格停止 				
(2)管理者の「排水設備等計画確認書」を受けずに排水設備等の工事を行ったとき。(管理者が認めた場合を除く。) (3)取付管を下水道本管(人孔を含む)に無断で接続したとき。 (4)工事施工の申し込みを受けたときに、正当な理由がなく拒んだとき。 (5)工事契約の際、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示していないとき。 (6)指定工事店の名義を他の業者に貸与したとき。 (7)工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託又は請け負わせたとき。 (8)責任技術者の監理のないまま設計及び施工したとき。 (9)排水設備工事の検査に市から責任技術者の立ち会いを求めた際、これに応じなかったとき。 (10)指定工事店に関する届出義務を怠ったとき。 (11)その他違反があったとき。					
2 指定要件の欠如(指定工事店条例第6条第1項第2号)					
(1) 埼玉県内に営業所がなくなったとき。					
(2) 専属の責任技術者がいなくなったとき。					
(3) 工事に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。					
(4)工事業者(法人にあっては代表者、役員)が成年被後見人					
若しくは被保佐人又は破産者の通知を受けたとき。					
(5)工事業者(法人にあっては代表者、役員)が指定条例第					
15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消					
され、その取消しの日から2年を経過していないことが判明 したとき。					
(6) 指定条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、そ					
の取消しの日から2年を経過していないことが判明したと					
き。					
│					
ると認めるに足りる相当の理由が生じたとき。					

	措 置 要 件	措 置 内 容					
3	正当な理由がなく市長が行う職務上の指示に従わなかったとき。						
		第1項第3号)					
	(1) 資格停止の処分に従わないとき。	指定取消し					
-	(2) 文書警告の指導に従わないとき。	 資格停止					
		指定取消し					
-	(a) M+a(4用 - T / 4 ) A - A - B - A - B - B - B - B - B - B -	1日足取付し					
	(3)検査の結果、不合格となった場合、その改修の指示に従わ						
	ないとき。	文書注意					
	(4) 違反行為等に起因して発生した問題の解決の指示に従わな	文書警告					
	いとき。	資格停止					
	(5) その他市長が行う職務上の指示に従わないとき。	指定取消し					
1	指定工事店として不正な行為があったとき。(指定工事店条例第	C 久竺 1 西竺 4 円)					
4		· 0 米角 1 垻角 4 万/					
	(1) 虚偽の指定申請書を提出し、不正な手段により指定を受け	指定取消し					
-	たとき。	-L±- \\\ \- \-\ \\\ \- \-\ \\\ \\ \\ \\ \\					
	(2) 指定工事店に関する届出内容に不正があったとき。	文書注意					
	(3) 不当に高い工事費を請求し、又は受領したとき。 (4) スのはエエかにさいた。たした。	文書警告					
	(4) その他不正な行為があったとき。	資格停止					
		指定取消し					
5							
	(1) 工事に関連し、詐欺、横領その他これに類似した背任行為	,					
	を行ったとき。						
	(2)禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され	資格停止					
	有罪の判決を受けたとき。	指定取消し					
	(3) 指定工事店が独占禁止法違反、談合及び競売入札妨害等に	<b>V</b> , <b>— V</b>					
	より本市の入札参加資格者名簿登録業者として処分を受け						
	たとき。						
	(4)工事に関連し、市民、市職員又はその他第3者に対し、暴						
	行若しくは脅迫を行ったとき。						
	(5) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような不誠実な言動があ	文書注意					
	ったとき。	文書警告					
	(6) 工事の安全管理を怠り、事故を生じさせたとき。	資格停止					
	(7)営業所(指定要件に該当する営業所)に従業員を常置せず、	指定取消し					
	市民又は市職員等との連絡を円滑にしないとき。						
	(8) その他指定工事店として不適格と認めたとき。						